

京都市告示第 312 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 23 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
姉小路通	中京区虎屋町580番地の1地先内	旧	メートル 0.20	メートル 6.05
		新	0.20	6.09 ~ 6.36
	中京区柿本町413番地の2地先内	旧	3.00	6.60
		新	3.00	6.56 ~ 9.60
花園緯69号線	右京区太秦御領田町9番地の3地先から	旧	13.50	5.71 ~ 5.85
	同区山越中町1番地の9地先まで	新	13.50	5.71 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)